

振込規定一部改正新旧対照表

※朱書き部分＝今回変更箇所

新	旧
<p>振込規定</p> <p>1. ～3. 省略</p> <p>4. (振込通知の発信)</p> <p>(1) 省略</p> <p>②文書扱いの場合には、依頼日以後4営業日以内に振込通知を発信します。</p> <p>(2) 窓口営業時間終了後および信用金庫休業日に振込機による振込の依頼を受付けた場合には、前項の規定にかかわらず、電信扱いのときは依頼日の当日に振込通知を発信します。ただし、振込先の金融機関の状況等により、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することもあります。また、文書扱いのときは依頼日の翌営業日以後4営業日以内に振込通知を発信します。</p> <p>5. (証券類による振込)</p> <p>振込の依頼を受ける場合には、小切手（取扱店を支払場所とする小切手を除く）その他の証券類による振込資金等の受入れはしません。なお、取扱店を支払場所とする小切手により振込を受付ける場合には、小切手の決済を確認した後に振込通知を発信します。</p> <p>6. 省略</p> <p>7. (依頼内容の変更)</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 前項の訂正について、提出された振込金受取書等を当金庫が交付したものであると認めたとえ、振込訂正依頼書に基づき相当の注意をもってその訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信したときは、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(3) 省略</p> <p>8. ～13. 省略</p> <p>14. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>振込規定</p> <p>1. ～3. 省略</p> <p>4. (振込通知の発信)</p> <p>(1) 省略</p> <p>②文書扱いの場合には、依頼日以後3営業日以内に振込通知を発信します。</p> <p>(2) 窓口営業時間終了後および信用金庫休業日に振込機による振込の依頼を受付けた場合には、前項の規定にかかわらず、電信扱いのときは依頼日の翌営業日に、また、文書扱いのときは依頼日の翌営業日以後3営業日以内に振込通知を発信します。</p> <p>5. (証券類による振込)</p> <p>(1) 当金庫の本支店および当金庫以外の金融機関にある受取人の預金口座への振込の依頼を受ける場合には、小切手その他の証券類による振込資金等の受入れはしません。</p> <p>6. 省略</p> <p>7. (依頼内容の変更)</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 提出された振込資金受取書等を当金庫が交付したものであると相当の注意をもって認めたとえ、その訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信したときは、これによって生じた損害については当金庫は責任を負いません。</p> <p>(3)省略</p> <p>8. ～13. 省略</p> <p>14. 追加</p> <p style="text-align: right;">以上</p>